

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第91号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

京都府立学校教職員の給与との均衡を失しないよう、平成18年4月1日に実施した給与構造の見直しによる給料表の切替えに伴う経過措置について、平成29年4月1日から支給額を減額し、平成30年3月31日をもって廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第91号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第157号）の一部を次のように改正する。

附則第6項各号列記以外の部分中「除く。）には」の右に「，平成30年3月31日までの間」を，「相当する額」の右に「（以下「差額相当額」という。）（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては，差額相当額から差額相当額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）を減じた額）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）